

令和４年８月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和４年８月３日（水）午前９時３０分より、臼杵市役所野津庁舎 ３階会議室においてにおいて、会長が８月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

１番 後藤 聖憲 委員	２番 藤嶋 祐美 委員	３番 二村 啓二 委員	４番 城野 幸司 委員
５番 疋田 忠公 委員	６番 野上 政憲 委員	７番 佐藤 幸子 委員	８番 竹尾 奈美 委員
９番 柳井 博之 委員	１０番 後藤 博幸 委員	１１番 中野 定重 委員	

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 40 号 非農地証明願いについて

議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 42 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。

議 長 それでは議長をしばらく務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席となっております。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号1番 後藤 聖憲委員と、議席番号2番 藤嶋 祐美委員に議事録署名をお願い致します。
議案審議に入ります。
議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案の1ページをお開きください。
議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。
令和4年8月3日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

2ページをお開きください。
番号1、(田)2,501㎡ 外4筆 合計5,091㎡ を、農業経営開始のため所有権を移転するものです。

番号 2、(畑) 282 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上 3 条申請 2 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

7 月 26 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の 3 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

竹 尾 私、竹尾より、7 月 26 日に佐藤幸委員と事務局、担当農地委員さんと実施しました、議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の田及び畑については、売買により所有権を取得するものです。なお、譲受人は畑に隣接する住宅を取得し、今後転居する予定です。

申請地は 2 筆の田と 3 筆の畑で、田では水稻が作付けされ、畑は草刈り等により管理されています。許可後は田では水稻、畑では露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の畑について売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 2 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第3地区の足立推進委員さん、お願い致します。

足 立 第3地区、推進委員の足立です。

推進委員 番号2の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は旧商業高校近くの1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。許可に際し、特に問題は無いと思われます。以上です。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4ページとなります。

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和4年8月3日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畑) 462 m² を、使用貸借権の設定を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。
番号 2、(畑) 330 m² を、所有権の移転を行い、1 区画の宅地を造成するものです。農地の区分は 3 種農地となります。
番号 3、(畑) 28 m² を、所有権の移転を行い、自己の駐車場として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となります。
番号 4、(畑) 965 m² を、賃借権を設定し、資材置場として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 4 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。
申請地は次の 6～7 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 4 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

佐藤幸 私佐藤より、7 月 26 日に竹尾委員、事務局、担当委員の方々と実施しました議案第 39 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査
委 員 の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畑については、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。申請地は 1 筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 2 の畑については、て所有権を取得し、1 区画の宅地分譲用地の造成を行うものです。

申請地は自動車学校の近くにある 1 筆の畑で、現在は草刈り等により管理されているほか、一部には柿の木などが植えられています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 3 の畑については、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。

申請地はすでに転用されている住宅の隣にある1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4の畑については、賃借権を設定し、資材置場として利用するものです。

申請地1筆の畑で、農業用ハウスが建っていますが、ビニールは掛かっておらず、現在は菜園として利用されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当の推進委員さんより報告をお願いします。第6地区の伊藤推進委員さん、お願いします。

伊 藤 第6地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号1の畑について、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。特に周辺の農業に影響はないと思われます。

番号2の畑について、所有権を取得し、1区画の宅地分譲用地の造成を行うものです。

申請地は自動車学校の近くにある1筆の畑で、柿の木が何本か植えられています。向かって左側や奥は住宅になっており、特に周囲の農業に影響はないと思います。以上です。

議 長 続きまして、第2地区の首藤推進委員さん、お願いします。

首 藤 第2地区、推進委員の首藤です。

推進委員 番号３の畑について、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。
申請地の隣は、いずれも転用により宅地になっており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。以上です。

議 長 続きまして、第１地区の玉田推進委員さん、お願いします。

玉 田 第１地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号４の畑については、賃借権を設定し、資材置場として利用するものです。
申請地には農業用ハウスが建って、現在は菜園として利用されています。周辺は住宅地と菜園になっており、特に周囲の農業に影響はないと思われます。以上です。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第３９号 農地法第５条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第３９号 農地法第５条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第３４号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページをお開きください。

議案第 40 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 4 年 8 月 3 日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畑) 11 m² の土地については、昭和 36 年 1 月より住宅への進入路として利用されている土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 2、(畑) 165 m² の土地については、平成 7 年より住宅への進入路として利用されている土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 3、(田) 388 m² 外 1 筆 合計 453 m² の土地については、昭和 49 年 9 月より倉庫等が建設され、宅地として利用されている土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

申請地は次の 10 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 3 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 40 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 40 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。
次に議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 11 ページとなります。

議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 4 年 8 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 8 号）「令和 4 年 8 月 3 日公告予定」になります。 1 ページをご覧ください。

この農用地利用集積表は令和 4 年 7 月末までに申し出がありました白杵市全体の集積表であります。説明については 1 ページの中段やや下の合計欄で説明します。

田については、15,300 ㎡ 14 筆、畑については、13,235 ㎡ 9 筆です。合計面積は 28,535 ㎡ 23 筆となっております。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 5 名に対して、借り手は 4 名となります。各筆明細につきましては、4 ページから 5 ページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和 4 年 8 月 3 日公告予定の農用地利用集積計画（第 8 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号　農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 42 号　農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次　　長　　12 ページをご覧ください。

議案第 42 号　農用地利用配分計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和 4 年 8 月 3 日　白杵市農業委員会　会長　小橋　勇二

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。1 ページを説明しますので、ご覧ください。

（畑）1 筆　200 ㎡　を配分するものです。農用地の所在は 2 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 3 ページを説明しますので、ご覧ください。

（畑）7 筆　合計 11,154 ㎡　を配分するものです。農用地の所在は 4 ページに掲載していますのでご覧ください。

なお、農用地貸付調書にそれぞれの詳細を掲載していますのでご覧ください。以上、2 件の配分計画について、ご提案申し上げます。

議　長　　ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議　長　　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 42 号　農用地利用配分計画案の意見聴収について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号　農用地利用配分計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定致しました。

　　以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。